

# 個人宅設置の太陽光発電設備の固定資産税について



個人宅に 太陽光発電設備（出力 10kW 以上）を設置して売電 する場合は、『償却資産』の申告が必要 です。また、固定資産税が課税 されることがあります。

- ・『償却資産』とは、事業用の資産（機械、器具、備品など）のことです。  
出力 10kW 以上の太陽光発電設備で売電する場合は、『償却資産』に該当します。
- ・『償却資産』を所有※する方は、1月中に申告が必要です。  
※リース期間後に無償譲渡される資産は、利用者が所有するものとして扱います。
- ・市内に所有する『償却資産』の毎年1月1日現在の課税標準額（価格）の合計が、150万円以上の場合、固定資産税が課税されます。

## 1 個人宅に設置された太陽光発電設備の取扱い

- ・個人宅に設置された太陽光発電設備は、出力・売電方法などによって、『償却資産』に該当する・しないが異なります。
- ・太陽光発電設備には、太陽光パネルの他、架台等の部品や設置工事費が含まれます。

### (1) 出力／売電方法による取扱い（『償却資産』に該当する・しない）

太陽光発電設備 の出力	売電方法		
	全量売電	余剰売電	売電なし
10kW 以上	○ 該当	○ 該当	※
10kW 未満		※	※

※通常は家庭用の資産とみなすため『償却資産』に該当しません。

ただし、次のような場合は、『償却資産』に該当します。

- ・所有者が法人である場合
- ・発電電力の全部／一部を各種事業（事務所、店舗、工場、アパート、農業等で非営利を含む。）に用いる場合、リース業等に用いる太陽光発電設備の場合

### (2) 太陽光発電設備に含まれるものと取得価額

太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計、これらの設置工事費 等

※建材型のソーラーパネルなどで、家屋の固定資産評価に含まれるものは除きます。

上記の設備等の取得に要した費用の合計が、取得価額になります。

※取得価額がご不明な場合は、購入したハウスメーカー等にお問い合わせいただくか、「再生可能エネルギー電子申請」ホームページにログインして、マイページから定期報告（設置費用）の内容をご確認いただくようお願いいたします。

## 2

## 償却資産の課税標準額（価格）と固定資産税の税額

- ・固定資産税の税額（年税額）は、課税標準額（価格）の1.4%です。
- ・『**償却資産**』の課税標準額（価格）は、取得価額・耐用年数（太陽光発電設備：17年）を基礎として、毎年度計算します（取得価額の5%まで減価していきます。）。
- ・市内に所有される『**償却資産**』の課税標準額（価格）の合計が150万円未満の場合、『**償却資産**』について固定資産税は課税されません。

### (1) 課税標準額・税額の計算例（取得価額4,000,000円の太陽光発電設備のみ所有）

年 度	前年度価格 × 減価残存率※ <sup>1</sup> = 課税標準額（価格）	課税標準額 × 税率 = 税額
0年目	4,000,000円(取得価額)…取得した年の翌年度※ <sup>2</sup> から課税	
1年目	$4,000,000 \text{ 円} \times 0.936 = 3,744,000 \text{ 円}$	$\times 1.4/100 = 52,400 \text{ 円}$
2年目	$3,744,000 \text{ 円} \times 0.873 = 3,268,512 \text{ 円}$	$\times 1.4/100 = 45,700 \text{ 円}$
3年目	$3,268,512 \text{ 円} \times 0.873 = 2,853,410 \text{ 円}$	$\times 1.4/100 = 39,900 \text{ 円}$
4年目	$2,853,410 \text{ 円} \times 0.873 = 2,491,026 \text{ 円}$	$\times 1.4/100 = 34,800 \text{ 円}$
5年目	$2,491,026 \text{ 円} \times 0.873 = 2,174,665 \text{ 円}$	$\times 1.4/100 = 30,400 \text{ 円}$
6年目	$2,174,665 \text{ 円} \times 0.873 = 1,898,482 \text{ 円}$	$\times 1.4/100 = 26,500 \text{ 円}$
7年目	$1,898,482 \text{ 円} \times 0.873 = 1,657,374 \text{ 円}$	$\times 1.4/100 = 23,100 \text{ 円}$
8年目	$1,657,374 \text{ 円} \times 0.873 = 1,446,887 \text{ 円}$	課税標準額 150万円未満
9年目	$1,446,887 \text{ 円} \times 0.873 = 1,263,132 \text{ 円}$	= 免税点未満 税額 0円
10年目	$1,263,132 \text{ 円} \times 0.873 = 1,102,714 \text{ 円}$	※一旦、申告は必要です。

※1 減価残存率：耐用年数17年の場合、1年目0.936、2年目以降0.873となります。

※2 個人宅設置の太陽光発電設備については、令和5年度から課税対象とします。

注：市内に土地・家屋をお持ちの場合、固定資産税は『**償却資産**』分と合算して課税されます。

### (2) 令和5年度の税額の計算例（取得価額4,000,000円の太陽光発電設備のみ所有）

取得した年	令和5(2023)年度	課税標準額	税額	申告
令和3(2021)年 中に取得	2年目	3,268,512円	45,700円	要
平成30(2018)年 中に取得	5年目	2,174,665円	30,400円	要
平成27(2015)年 中に取得	8年目	1,446,887円	0円	要*

※課税標準額150万円未満の場合、固定資産税は課税されませんが、一旦、申告はしてください。

## 3

## 償却資産申告書の提出（令和5年度）

- ・次のとおり申告書等の提出をお願いします。

提出書類	令和5年度償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）
提出期日	令和5年1月31日（火）（12日（木）までの早期提出にご協力願います。）
提出・問合せ先	京都地方税機構*業務課 償却資産担当 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町 京都府庁旧本館2階 TEL：075-414-4503

※ 京都府と府内の市町村（京都市を除く。）が、地方税の事務の一部を共同で実施するために設けた組織です。固定資産税については、償却資産の申告書等の受付、価格等の算定・調査の事務処理を担当しています。固定資産税の課税自体は木津川市が行います。